

## 公募型プロポーザル方式に係る手続開始のお知らせ

次のとおり提案書の提出を求めます。

令和6年5月13日

世田谷区

### 1. 事業概要

#### (1) 件名

世田谷区新型インフルエンザ等対策行動計画改定等業務委託

#### (2) 目的

区では、平成25年4月に施行された「新型インフルエンザ等対策特別措置法」の第8条に基づき、「新型インフルエンザ等対策政府行動計画」（以下、「政府行動計画」という。）及び「東京都新型インフルエンザ等対策行動計画」（以下、「都行動計画」という。）の内容を踏まえ、平成26年4月に「世田谷区新型インフルエンザ等対策行動計画」（以下、「区行動計画」という。）を作成した。

この度、今般の新型コロナウイルス感染症対応で把握された課題を踏まえ、次なる感染症危機でより万全な対応を行うことを目指して対策の充実等を図るために、令和6年夏頃に政府行動計画及び新型インフルエンザ等対策ガイドライン（以下、「政府ガイドライン」という。）の改定が予定されている。

区においても、改定される政府行動計画及び政府ガイドライン、都行動計画を踏まえて、約4年に渡る新型コロナウイルス感染症対応を振り返り、感染症危機発生時において区民の生命及び健康を保護するとともに、区民生活及び経済活動に及ぼす影響を最小にすることを目的に、区行動計画を改定する。

また、令和6年4月1日に施行した「世田谷区感染症予防計画」に基づき、区職員向けの研修・訓練を実施し、区行動計画及び各種関連計画に実施結果を反映させることで、より実効性のある計画策定を目指す。

#### (3) 履行期間

契約締結日から令和7年3月31日まで（予定）

※今後の政府行動計画及び都行動計画のスケジュールや区行動計画の施行日（現時点では国より示されていない）によって、令和7年度も引き続き同じ事業者と特命随意契約を締結する可能性がある。なお、契約は単年度ごとに締結し、前年度の履行内容が良好と認められること及び当該年度における予算配当があることを契約締結の条件とする。

#### (4) 履行内容①（区行動計画の改定）

- ① 実施計画の立案
- ② 改定事項の調査・分析
- ③ 改定事項に伴う関係所管との検討
- ④ パブリックコメントの集計・分析等の支援

- ⑤ 区行動計画改定の立案
- ⑥ 各種会議体における運営支援
  - ア 会議体開催に伴う事前の打ち合わせ
  - イ 内容検討及び会議資料の作成
  - ウ 会議体への出席
  - エ 会議における資料説明等の進行補助や意見整理
  - オ 議事録等の結果資料の取りまとめ
  - カ その他運営支援

※ 受託者と協議のうえ、上記の実施項目は変更する場合がある。

(5) 履行内容② (研修・訓練の運営支援)

令和6年4月1日に施行した「世田谷区感染症予防計画」に基づき、感染症発生時を想定した区職員向けの研修・訓練を1回実施する。

- ① 研修・訓練の企画 (目的、対象者、実施項目、実施要領 (実施体制、進行スケジュール、実施方針等))
- ② 研修・訓練資料の作成
- ③ 研修・訓練当日の進行
- ④ 参加者アンケートの作成、実施、集計
- ⑤ 研修・訓練報告書の作成
- ⑥ その他運営支援

※ 受託者と協議のうえ、上記の実施項目は変更する場合がある。

## 2. 参加資格

次の要件をすべて満たす法人であること。

- (1) 地方自治法施行令 (昭和22年政令第16号) 第167条の4第1項 (同令第167条の11第1項において準用する場合も含む。) の規定に該当しないこと。また、同条第2項による措置を現に受けていないこと。
- (2) 世田谷区の競争入札参加資格名簿に登録されていること。
- (3) 世田谷区から入札参加禁止又は指名停止の措置を受けている期間中でないこと。
- (4) 都道府県民税・市区町村民税に滞納がないこと。
- (5) 現在、又は過去に調査・分析・評価に基づく感染症予防計画や健康危機対処計画 (感染症編)、新型インフルエンザ等対策行動計画、新型インフルエンザ等対策に関する業務継続計画 (BCP) の策定又は改定のいずれかを行政機関もしくは自治体から受託した実績があること。
- (6) 現在、又は過去に新型インフルエンザ等の発生時を想定した研修又は訓練の運営支援について、行政機関もしくは自治体から受託した実績があること。
- (7) (財) 日本情報経済社会推進協会「プライバシーマーク」又は「情報セキュリティマネジメントシステム (ISMS) 適合性評価制度」認証を取得 (取得申請中も含む) していること。(※証明資料を提出すること)

### 3. 手続等

#### (1) 担当部課

〒154-0017 世田谷区世田谷四丁目2-4番1号 城山分庁舎3階

世田谷区世田谷保健所健康企画課

担当 中山・松本

電話 03-5432-2472 FAX 03-5432-3019

メールアドレス SEA02013@mb.city.setagaya.tokyo.jp

#### (2) 説明書等の交付

説明書等の交付を希望する場合は、以下の期間内に指定の方法で受領すること。

① 期間：令和6年5月13日（月）から5月27日（月）午後5時まで

② 場所：世田谷区ホームページで公開

世田谷区トップページ → 目次から探す → 区政情報 → 契約・入札情報 →  
発注情報 → 現在実施中のプロポーザル情報 → 福祉・健康

③ 方法：世田谷区ホームページからのダウンロード

#### (3) 参加表明書等の提出

プロポーザルへの参加を希望する事業者は、「2. 参加資格」を確認の上、「参加表明書」に必要事項を記入して代表者印を押印し、その他提出書類一式と併せて提出すること。

参加表明書の記載内容や提出方法について質問がある場合は、電話等で受け付ける。

提出期限：令和6年5月27日（月）午後5時まで（必着）

提出先：「(1) 担当部課」に同じ

提出方法：事前に電話連絡の上、郵送にて提出すること

#### (4) 招請通知（参加資格結果通知）

令和6年5月29日（水）に電子メール及び文書で通知する。

なお、本件では提出者の選定を行わず、参加資格の確認のみを行う。

#### (5) 質問の提出及び回答

提案書及び見積書の作成に関する質問及び回答については、公平を期するために電子メールで行い、内容については取りまとめた上、本件参加表明者の全員に配信する。

ただし、参加表明書の記載内容や提出方法に関する質問についてのみ、電話でも随時受け付ける。

期限：令和6年6月5日（水）午後5時まで

※期間中の受付は午前9時から午後5時まで

回答：令和6年6月12日（水）（予定）

#### (6) 提案書（原本及び副本）と見積書の提出

提出期限：令和6年6月26日（水）午後5時まで

※期間中の受付は午前9時から午後5時まで

提出先：「(1) 担当部課」に同じ

提出方法：電子メール（「(1) 担当部課」に記載のメールアドレスあて）（郵送不可）

※電子メールは、件名冒頭に「【行動計画改定等業務委託】」と明記の上、送信後、「(1) 担当部課」に記載の電話番号に必ず連絡すること。

## 4. 審査及び選定

### (1) 審査方法

- ① 審査するにあたり、区職員で構成する選定委員会を設置する。  
選考は、「(2) 審査基準」に基づき提案書、見積書、プレゼンテーションにより総合的に審査を行い、評価点の最も高い事業者を契約候補者として選出する。
- ② 第一次審査では、書類審査を行う。第一次審査は、4社以上から提案書等の提出があった場合、上位3社を選定した上で、第二次審査を行うものとする。なお、3社以下の場合は、第一次審査は実施せず、自動的に第二次審査に進めることとする。
- ③ 第二次審査では、プレゼンテーション（オンライン）を行う。  
日程：令和6年7月19日（金）（予定）  
※第一次審査を実施しない場合は、日程を前倒しする可能性がある。  
※時間等の詳細は別途電子メールで通知する。
- ④ 第一次審査の点数は、第二次審査に引き継がれないものとする。  
第二次審査の採点の結果、合計点数の最も高い事業者を随意契約予定事業者として選定する。

### (2) 審査基準

※最低基準点は6割とする。総合計点の6割に満たない場合は失格とする。

- ① 経営理念等について
- ② 「2. 参加資格」の(5)(6)に記載の業務の受託実績に関する事項
- ③ 業務実施体制について
- ④ 業務の全体方針について
- ⑤ 各業務の実施方針について
- ⑥ その他追加提案に関する事項
- ⑦ 見積金額の妥当性

### (3) 審査結果の通知

- ① 第一次審査結果は、令和6年7月11日（木）（予定）に文書で通知する。
- ② 第二次審査結果は、令和6年7月24日（水）（予定）に文書で通知する。

## 5. スケジュール（予定）

令和6年5月13日（月）	説明書交付開始、手続開始公告
5月27日（月）	参加表明書等提出期限
5月29日（水）	招請通知発送
6月5日（水）	質問書提出期限
6月12日（水）	質問回答
6月26日（水）	提案書等提出期限

※提案書等の提出が3社以下の場合は、第一次審査を実施しないため、以下日程が繰り上がる可能性がある。

6月下旬～7月上旬	第一次審査（書類審査により上位3社を選定）
7月11日（木）	第一次審査結果・第二次審査招請通知発送（予定）
7月19日（金）	第二次審査（プレゼンテーション）※オンライン審査
7月24日（水）	第二次審査結果の通知発送（予定）
7月下旬	契約締結

## 6. その他

- (1) 提案書が特定された事業者を、本件業務委託契約の随意契約の相手方となるべき候補者とする。
- (2) 手続きにおいて使用する言語及び通貨 日本語及び日本国通貨に限る。
- (3) 契約保証金 不要
- (4) 契約書作成の要否 要
- (5) 当該業務に直接関連する他の業務の委託契約を当該業務の委託契約の相手方と随意契約により締結する予定の有無 無
- (6) 本業務の全部又は一部の処理を第三者に再委託してはならない。ただし、あらかじめ区の承諾を得た場合はこの限りではない。
- (7) 契約方法は、総価契約とする。
- (8) 関連情報を入手するための照会窓口は、上記「3.（1）担当部課」に同じ。
- (9) 区は、この案件に参加を表明した者及び提案書を提出した者の商号・名称並びに提案書を特定した理由（審査経過等）を公表することができる。
- (10) 提案書類等の著作権は参加者に帰属するが、区において情報開示等必要な場合は、当該提案書類等の内容が無償で使用できるものとする。また、成果物の著作権は、ホームページへの記載も含め、区に帰属する。
- (11) 参加表明書及び提案書の作成・提出などにかかる費用については、世田谷区では一切負担しない。
- (12) 提出期限以後の参加表明書及び提案書の差替え又は再提出は認めない。
- (13) 提案者から提出された書類は返却しない。また、審査に必要な範囲で複製することがある。
- (14) 提出された書類の記載事項に虚偽のあることが判明した場合、その参加者は失格とする。
- (15) 本プロポーザルは事業者の選定のみを目的としており、提案の内容に区は拘束されない。
- (16) 詳細は説明書による。
- (17) 本件に関して区から受領した資料等は、区の許可なく公表、転載及び引用することはできない。
- (18) 提案書の提出後に「2. 参加資格」の要件に該当しないこととなった者は、提案書審査及び契約交渉の対象としない。